

公 募

下記の業務を行う者を公募します。応募される方は、応募要領に基づき応募してください。

記

1 件 名

動物検疫所中部空港支所における令和7年度クレジットカード方式によるインターネット取引及び公共料金等に係る決済業務

2 競争入札の参加に必要な資格等

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年、被保佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、登録されている者であること。

(4) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。

(5) 農林水産省からの指名停止措置が講じられている者ではないこと。

(6) 仕様書に掲げる条件を満たす者であること。

3 応募要領の交付する場所及び日時

(1) 場所 〒479-0881 愛知県常滑市セントレア1-1

動物検疫所中部空港支所庶務課

電話 0569-38-8583

e-mail aqs.ngashomu@maff.go.jp

ダウンロード

動物検疫所ホームページに掲載（調達情報・入札公告のページ）

(2) 日時 令和7年10月29日（水）から令和7年11月17日（月）

9時から17時まで（ただし、行政機関の休日を除く。）

4 応募期限及び応募先（問合せ先）

(1) 応募期限 令和7年11月17日（月）午後5時

(2) 応募先 動物検疫所中部空港支所庶務課

5 その他

有効な応募が複数ある場合には、くじ引き抽選により1者に決定することとする。

令和7年10月29日

分任支出負担行為担当官

動物検疫所中部空港支所長

米 川 和 宏

お 知 ら せ

1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、当省のホームページ(https://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403_jigyo/260403_jigyousya.pdf)をご覧ください。

2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。

動物検疫所中部空港支所における
令和7年度クレジットカード方式による
インターネット取引に係る決済業務
【公募要領】
一部追記

動物検疫所中部空港支所庶務課

公 募 要 領

1. 契約に関する事項

- (1) 契約件名 動物検疫所中部空港支所における令和7年度クレジットカード方式によるインターネット取引及びに係る決済業務
- (2) 契約期間 契約締結日から令和8年3月31日まで

2. 参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年、被保佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、登録されている者であること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。
- (5) 農林水産省からの指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- (6) 仕様書に掲げる条件を満たす者であること。
- (7) 提出書類を下記3の期限までに提出しない者は、参加できないものとする。

3. 参加申込書の提出期限及び場所

参加を希望する者は、当該公募要領の内容を確認の上、仕様を満たす場合には、提出期限までに申込書等必要書類を提出すること。

- (1) 提出期限：令和7年11月17日（月）17時
- (2) 申込先

〒479-0881 愛知県常滑市セントレア1-1

動物検疫所中部空港支所庶務課

担当者 戸田 武史

電話 0569-38-8583

e-mail aqs.ngashomu@maff.go.jp

- (3) 提出書類
 - ア 応募申込書（別紙1） 1部
 - イ 提出者の概要（会社概要等） 1部
 - ウ 2の（3）で示す資格審査結果通知書の写し 1部
 - エ 誓約書（別紙2） 1部
 - オ その他必要である場合は委任状
- (4) 提出方法 持参、郵送、電子ファイル送信。期限を過ぎた提出は無効とする。

(5) 提出に当たっての留意事項

- ア 応募申込書の提出者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙３）について応募申込書の提出前に確認しなければならず、応募申込書の提出をもってこれに同意したものとする。
- イ 暴力団排除に関する誓約事項（別紙３）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた書類は、無効とする。

4. 契約者の決定

公募要領に基づいて作成した応募申込書を支出負担行為担当官が審査し、応募資格を全て満たしていると認めた者の中から、下記抽選にて１社を選定の上契約する。ただし、条件を満たす者が１社のみの場合は、抽選は行わない。

5. 抽選日等

- (1) 抽選日 令和７年１１月１９日（水）１０時
- (2) 会 場 動物検疫所中部空港支所会議室
- (3) 参加者は、公募要領及び契約条項を熟読の上、参加しなければならない。ただし、抽選日に参加できない場合は、委任状（別紙５）により抽選事務に関係のない当所職員（以下、委任された者）によりくじ引きを引かせることができる。
なお、この場合において公募要領等について疑義があるときは、３．（２）に示した申込先まで質問のこと。
- (4) 参加者は、代理人をして抽選をさせるときは、その委任状（別紙４）を提出しなければならない。この場合、参加者及び参加者の代理人は、当契約に係る抽選について他の参加者の代理人をすることができない。
- (5) 参加者は、提出した申込書等の書類を引換え、変更又は取り消すことができない。
- (6) 抽選は、参加者及び委任された者の立会いの下で行うこととし、参加できない場合には辞退したものとみなす。

6. 申込書の無効

次の各号の１つに該当する申込は、無効とする。

- (1) 本公告に示した資格のない者が提出した申込書
- (2) 委任状（別紙４）を提出しない代理人が提出した申込書
- (3) 必要事項の記載のない申込書
- (4) 訂正箇所について訂正印のない申込書
- (5) 誤字・脱字等により意思表示が不明確な申込書
- (6) 同一の申込書について、２通以上提出された申込書
- (7) ５．（４）後段に違反した申込書

- (8) 公告及び3.(1)に示した日時までに提出されない申込書
- (9) 3.(3)に示した必要書類の提出を欠いた場合
- (10) 公告により一般競争参加資格審査申請書及び指名を受けるための関係書類を提出した者が、競争に参加する者に必要な資格を有するものと認められること及び指名を受けることを条件に、予め申込書を提出した場合において、当該参加者に係る審査が3.(1)に示した日までに終了しないとき又は参加資格を有すると認められなかったときの申込書

7. 契約書作成の要否及び契約条項

- (1) 契約締結に当たっては、契約書を作成する。
- (2) 契約条項は、契約書(案)のとおり。

8. 契約保証金 全額免除

9. 問い合わせ先

契約内容等の詳細については、3.(2)に示した申込先まで照会すること。

以上

(別紙 1)

応 募 申 込 書

令和 年 月 日

動物検疫所中部空港支所長 殿

住所

商号又は名称

代表者氏名

動物検疫所中部空港支所における令和 7 年度クレジットカード方式によるインターネット取引及び公共料金等に係る決済業務について、仕様書の必須条件を全て満たしており、当該業務を確実に履行できるので、下記の必要書類を添付の上、応募します。

記

- | | | |
|---|--------------|-----|
| 1 | 提出者の概要 | 1 部 |
| 2 | 資格審査結果通知書の写し | 1 部 |
| 3 | 誓約書 | 1 部 |

(担当者)

所属部署：

氏 名：

電話/FAX： /

e-mail ：

(別紙2)

誓 約 書

貴職と、動物検疫所中部空港支所における令和7年度クレジットカード方式によるインターネット取引及び公共料金等に係る決済業務を締結した場合、年会費、発行手数料（再発行費を含む。）、保証金及びその他事務手数料は無料とします。

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

動物検疫所中部空港支所長 殿

住所

称号又は名称

代表者氏名

(別紙 3)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、応募申込書の提出をもって誓約します。

(別紙4)

委任状

私は、_____を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

1 件 名

動物検疫所中部空港支所における令和7年度クレジットカード方式によるインターネット取引及び公共料金等に係る決済業務

2 申込及び抽選に関する一切の件

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

分任支出負担行為担当官

動物検疫所中部空港支所長 殿

(別紙5)

委任状

抽選日に参加できないため、抽選について動物検疫所中部空港支所の者を私の代理人とし、下記の権限を委任します。

記

1 委任年月日 令和 年 月 日

2 件 名

動物検疫所中部空港支所における令和7年度クレジットカード方式によるインターネット取引及び公共料金等に係る決済業務

3 2に係る抽選に関する件

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

分任支出負担行為担当官

動物検疫所中部空港支所長 殿

仕 様 書

1. 業務件名

動物検疫所中部空港支所における令和7年度クレジットカード方式によるインターネット取引及び公共料金等に係る決済業務

2. 業務の内容

本業務は、業務受託者（以下「乙」という。）が、農林水産省動物検疫所中部空港支所長（以下「甲」という。）を法人会員に入会させ、会員番号の付与を行い、クレジットカードシステムを利用して日本国内においてインターネット取引により商品等の販売を行う事業者（以下「加盟店」という。）とのインターネット取引や公共料金等の支払において、クレジットカードを用いた方法により決済を実施することとする。

また、乙は、甲に代わり決済を実施した金額（以下、「カード利用金額」という。）を甲に請求を行うものとする。

3. 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

（ただし、年会費及び発行手数料等この契約に係る一切の費用を要しないことを条件として、カード有効期限まで毎年度更新する。）

4. 業務条件

次の条件に合致すること。

- (1) 甲が申込みを行いカード決済に利用できるクレジットカードであり、カードを貸与せず会員番号による管理が可能であること。また、インターネット取引において広範な利用が可能であること。なお、キャッシング機能を付与しないこと。
- (2) 甲は、乙が指定するカード会員入会申込書により会員番号の付与を依頼することとし、乙は甲の依頼に基づき速やかに会員番号を付与するものとする。また、乙は、甲からカード使用名義の変更依頼があった場合は、速やかに新規番号の付与が可能であること。
- (3) 会員番号の予定発行件数は1件とする。なお、業務の円滑な遂行が可能となる等の理由が生じた場合には、協議の上でその発行件数を変更することを妨げないものとする。
- (4) 年会費、発行（再発行を含む。）手数料、退会等の手続きに要する手数料及び甲のカード決済の利用に伴う手数料は発生しないものとする。
- (5) 甲は、加盟店からの商品等の購入に伴い発生する支払について、カード決済を利用するものとする。

- (6) 乙は、甲に対しカード利用金額の支払いを請求するに際しては、全て請求書発行による振込払いとし、カード決済利用ごとの支払いを可能とすること。乙は、請求書発行に当たっては、カード決済利用ごとの利用日、利用先、利用金額等を記載した明細書を添付すること。また、乙は、甲に対し、カード利用金額の支払いにおける振込先口座を書面にて連絡すること。
- (7) 各月のカード決済の締切日、請求書発行期日及び振込期日については、甲乙協議の上決定するものとする。ただし、令和 3 年 2 月分のカード利用金額に係る請求書については、同年 3 月 31 日までに甲に到達するように発行することとする。
- (8) 甲は、カード決済により購入した商品等について、未着、品違い、輸送中の破損等の事故が発生し、加盟店との間で紛議が生じた場合は、速やかにその旨を乙に通知し、乙は当該通知に基づき速やかに調査を行い、甲の主張に正当性があると認められた場合において、当該加盟店への支払を留保するものとする。
- (9) 乙は、会員番号の流出や不正使用が判明した際には、速やかに利用停止手続を行うとともに、その後の事務に影響が生じないように、速やかに甲に対し会員番号の変更を行うこと。

5. カード利用予定金額

次の金額がカード決済可能であること。

- | | |
|------------------------|-------------|
| (1) カード利用 1 件当たりの上限額 | 100,000 円 |
| (2) 月最大利用見込額 | 500,000 円 |
| (3) 契約期間内における利用最大見込額合計 | 1,000,000 円 |

6. その他

- (1) 本業務の円滑な運営を図るため、乙は本業務の受託に際して、甲に対し連絡窓口を書面にて届け出ること。
- (2) 乙は業務上知り得た情報を他に漏洩してはならない。
- (3) 本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合には、協議の上、その対応方法等について決定するものとする。

契 約 書 （案）

分任支出負担行為担当官代理 動物検疫所中部空港支所長 米川 和宏（以下「甲」という。）と、〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項により、令和7年度クレジットカード（以下「カード」という。）方式によるインターネット取引及び公共料金等の料金支払いに係る決済業務に関する請負契約を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行するものとする。

（契約の目的）

第2条 乙は、別に定める仕様書に基づき、甲を乙の発行するカードの法人会員として入会させ、甲に会員番号を付与したうえで貸与し、使用させる（以下「業務」という。）ものとする。

なお、本契約に定める事項の他は、乙の定めるカード（法人一括型）会員規約の定めに従うものとする。

2. 甲が貸与を受けたカードについては、乙が指定するカード会社の決済システムを利用して日本国内においてインターネット取引により商品等の販売を行う事業者（以下「加盟店」という。）への支払い及び公共料金等の支払いに限り使用できるものとする。
3. 甲は、会員番号の使用によって、加盟店の甲等に対する債権を、当該加盟店から乙に譲渡することを、あらかじめ承諾するものとする。
4. 甲は、前項の債権額（以下「カード利用金額」という。）を、乙に支払うものとする。

（契約期間）

第3条 契約期間は、契約締結日から令和8年3月31日までとする。

なお、利用期間は、カード発行日又は、契約締結日のいずれか遅い日から令和8年3月31日までとする。

（契約金額）

第4条 契約金額は、次のとおりとする。

年会費、カード発行手数料 ： 無料

債 権 ： カード利用金額

（契約保証金）

第5条 甲は、本契約に係る乙が納付すべき契約保証金を全額免除するものとする。

（権利義務の譲渡等）

第6条 乙は、本契約によって生じる権利の全部又は一部を甲の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

2. 乙がこの契約により行うこととされたすべての給付を完了する前に、前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、甲に対して民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合、甲は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。

また、乙から債権を譲り受けた者（以下「譲受人」という。）が甲に対して債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を断った場合についても同様とする。

- （1）甲は、承諾のときにおいて本契約上乙に対して有する一切の抗弁について保留すること。
- （2）譲受人は、譲渡対象債権を前項ただし書に規定する者以外の者への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。
- （3）甲は、乙による売掛債権の譲渡後も、乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、譲受人は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、もっぱら乙と譲受人の間の協議により決定されなければならないこと。

3. 第1項ただし書に基づいて乙が第三者に売掛債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、甲が予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2に基づき、甲が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

（再委託の制限及び承認手続き）

第7条 乙は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2. 乙は、効率的な履行を図るため、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）を必要とするときは、あらかじめ別紙様式に必要事項を記入して甲の承認を得なければならない。
3. 乙は、前項の承認を受けた再委託（再請負を含む。以下同じ。）について、その内容を変更する必要があるときは、同項に規定する様式に必要事項を記入して、あらかじめ甲の承認を得なければならない。
4. 乙は、再々委託又は再々請負（再々委託又は再々請負以降の委託又は請負を含む。以下同じ。）を必要とするときは、再々委託又は再々請負の相手方の住所、氏名及び業務の範囲を記載した書面を、第2項の承認の後、速やかに、甲に届け出なければならない。
5. 乙は、再委託の変更に伴い再々委託又は再々請負の相手方又は業務の範囲を変更する必要がある場合には、第3項の変更の承認の後、速やかに前項の書面を変更し、甲に届け出なければならない。
6. 甲は、前二項の書面の届出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確保のた

め必要があると認めるときは、乙に対し必要な報告を求めることができるものとする。

7. 再委託する業務が委託業務を行う上で発生する事務的業務（印刷・製本、翻訳、会場設営及び運送・保管に類する業務）であって、再委託する金額が契約金額の50パーセント以内であり、かつ、再委託する金額が100万円以下である場合には、軽微な再委託として第2項から前項までの規定は、適用しない。

（秘密の保持）

第8条 甲及び乙は、本契約の履行に関し知り得た相手方の秘密に属する事項を他に漏らし、又はその他の目的に使用してはならない。

2. 乙は、この従業員が業務により知り得た事項の漏洩防止措置を講ずるものとする。
3. 甲及び乙は、本契約終了後においても第1項の責任を負うものとする。

（事情変更）

第9条 甲は、必要がある場合には、乙と協議して業務の内容を変更し、又は業務を一時中止若しくは業務の一部を打ち切ることができる。

2. 甲及び乙は、本契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不適當となったと認められる場合は、協議して本契約内容を変更することができる。
3. 前2項の場合において本契約条項を変更する場合がある場合には、書面により定めるものとする。

（加盟店と紛議が生じた場合の通知等）

第10条 甲は、カード決済により購入した商品等について、未着、品違い、員数不足、不良等の事故が発生し、加盟店との間で紛議が生じた場合は、速やかにその旨を乙に通知するものとする。

2. 乙は、前項の通知があった場合、当該通知に基づき速やかに調査を行い、甲の主張に相当の理由があると認められたときは、当該加盟店への支払いを留保するものとする。

（検査）

第11条 乙は、カードの使用があったときには、仕様書に基づき、期限までに利用明細書（以下「明細書」という。）を作成し、甲又は甲の指定する職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。

2. 検査職員は、乙から明細書の提出を受けたときは、提出を受けた日から10日以内に検査を行わなければならない。

（契約金額の請求及び支払）

第12条 乙は、前条に定める検査に合格した後に、カード利用金額の支払を甲に請求するものとする。

2. 甲は、乙から適法な支払請求書を受領したときは、受領した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に対価を支払わなければならない。ただし、その金額に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

（遅延利息）

第13条 甲が前条の約定期間内に対価を支払わなかった場合には、遅延利息として約定期間満

了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率を乗じて計算した金額を乙に支払うものとする。ただし、その金額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（契約の解除）

第14条 甲は、自己の都合により、乙に対し1ヶ月の予告期間をもって書面により通告し、本契約を解除することができる。

2. 甲は、乙が本契約条項に違反したときは、書面により通告し、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第15条 乙は、第9条第1項又は第2項の規定による事情変更の場合、又は前条第1項の規定による解除の場合には、甲に対して損害賠償の請求をしないものとする。ただし、甲に対して既に経過した期間における業務の終了部分に相当する契約金額を請求できるものとし、この場合は第11条から第13条までの規定を準用するものとする。

2. 前条第2項の規定による解除の場合は、甲は、乙に損害賠償を請求できるものとする。
3. 乙は、本契約を履行するに当たり、第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき理由による場合においては、この限りでない。
4. 乙は、本契約を履行するに当たり、第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき理由による場合においては、この限りでない。
5. 第2項又は第3項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定めるものとする。

（紛争の解決方法）

第16条 本契約事項について疑義があるとき又は本契約条項に定めていない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

特記事項

(談合等の不正行為による契約の解除)

第1条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1)本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次の各号のいずれかに該当することとなったとき

イ 独占禁止法第49条第1項に規定する排除措置命令が確定したとき

ロ 独占禁止法第50条第1項に規定する課徴金納付命令が確定したとき

ハ 独占禁止法第66条第4項の審決が確定したとき

ニ 独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき

(2)本契約に関し、乙の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき

(3)本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき

(談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出)

第2条 乙は、前条第1号イからニまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

(1)独占禁止法第49条第1項の排除措置命令書

(2)独占禁止法第50条第1項の課徴金納付命令書

(3)独占禁止法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

(談合等の不正行為による損害の賠償)

第3条 乙が、本契約に関し、第1条の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 1項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

5 乙が、第1項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙

は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(暴力団関与の場合の契約の解除等)

第4条 甲は、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係があることが判明したときは、本契約を解除することができる。

2 乙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

4 第2項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

5 第2項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

6 乙が、第2項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

この契約の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 愛知県常滑市セントレア1-1
分任支出負担行為担当官
動物検疫所中部空港支所長 米 川 和 宏

乙 ○○○○
○○○○